

〈業者の方へ〉

不正取引に関与した業者への処分について

群馬県衛生環境研究所

「群馬県衛生環境研究所における公的研究費による研究に係る運営・管理取扱要領」に基づき、不正使用等に係る調査で、不正に関与したことが認定された場合には、群馬県の定める「物品の購入等に係る有資格者指名停止等措置要領」（平成 19 年 4 月 1 日施行）に準じて指名停止等の処分を行います。

不正対策のため、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で別紙「誓約書」の提出を求めます。